

子育て短期支援事業の概要

目的

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間(原則7日以内:必要に応じて延長可)子どもを預かる事業。

【対象者】次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等
 子どもの保護者の疾病
 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】
 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が
 児童養護施設で実施



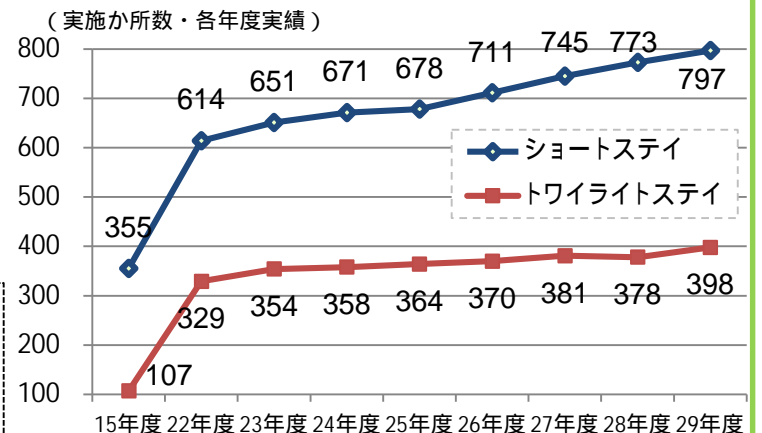
実施体制・実施方法

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。

近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。

ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】市区町村(市区町村が認めた者に委託可)
 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 国、地方ともに消費税財源
 【令和元年度予算額】子ども・子育て支援交付金(1,304億円)[内閣府所管]の内数
 【令和2年度予算案】子ども・子育て支援交付金(1,453億円)[内閣府所管]の内数

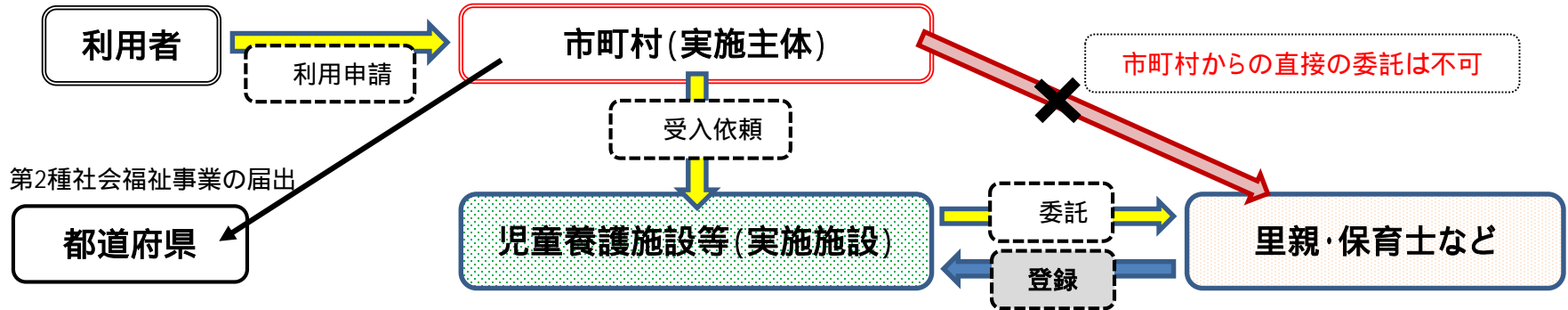


子育て短期支援事業の見直しについて(里親関係)

(1) 現行

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)を里親に委託する場合は、児童養護施設等の実施施設にあらかじめ里親を登録することが必要。(施設からの再委託のみ実施可能)

【子育て短期支援事業の事業実施スキーム】



「実施施設」は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設その他保護を適切に行うことができる施設

(2) 見直し案

子育て短期支援事業について、里親その他の市町村長が適当と認めた者に直接委託することも可能にする。
フォスティング機関等によるバックアップ支援があることを想定。

【子育て短期支援事業の事業実施スキーム】

